

社会福祉法人松田町社会福祉協議会役員等の費用弁償及び報酬
に関する規程

平成10年10月2日 制定

松社協規程第1号

改正 平成21年12月17日

改正 平成29年12月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人松田町社会福祉協議会以下「本会」というに對する費用弁償等に関し必要な事項を定める。

(費用弁償)

第2条 役員等が本会の職務のため旅行したときは、松田町特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年松田町条例第6号)を準用する。

(報酬)

第3条 会長に対しては、別表に定める報酬を支給する。ただし、他の役員については、これを支給しない。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成10年10月2日から施行し、平成10年9月1日から適用する。

(役員及び各種委員会委員等の費用弁償に関する規程の廃止)

2 社会福祉法人松田町社会福祉協議会役員及び各種委員会委員等の費用弁償に関する規程(昭和61年松田町社会福祉協議会規程第9号)は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月22日から施行する。

別 表

職 名	報 酬 額
会 長	月額 50,000円